

生徒心得

この心得は、本校生徒として意義ある学校生活を送り、将来良識ある社会人となるために必要な基本的事項を規定したものである。

<校内生活>

1 登校・下校・欠席・遅刻・早退

- (1) 学校は集団生活の場である。時間を守り、常に勤勉でけじめのある生活態度で望む。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、必ず始業前にクラス担任に連絡する。
- (3) 早退または外出するときは、担任に届け出て許可を受ける。
- (4) 終業後は速やかに下校する。
- (5) 外靴は、動きやすい運動靴を基本とする。登下校を含む学校管理下の活動においては、安全上の理由から、サンダル類や雪駄等の使用は認めない。

2 校内規律

- (1) 常に礼儀正しく、挨拶を欠かさない。
- (2) 学校には、学習に必要なものを持ち込まない。
- (3) 生徒間の金銭の貸借は行わない。また物品の売買や寄付行為等は厳禁する。
- (4) 校内での文書配布・ポスター等の掲示は、事前に学校に届け出て許可を受ける。
- (5) 上靴は動きやすい運動靴を基本とする。(サンダル類は不可)

3 校舎及び施設、設備の利用

- (1) 教室及びその他の場所、校具、備品を利用するときは、事前に関係の先生の許可を受ける。
- (2) 校舎及び校内の施設・設備は大切に扱う。万一破損した場合は、速やかに学校に届け出る。
- (3) 火気を使用する場合は、関係の先生に届け出て、許可を受ける。ストーブの操作は先生にしてもらうこと。

<校外生活>

- 1 身分証明書は、必ず携行する。
- 2 夜間の外出は、午後11時までとする。
- 3 寮生以外のアルバイトについては、午前8時から午後10時までの間を就業時間とし、事前に届け出を高校へ提出すること。
- 4 次に挙げる事項は禁止する。
 - (1) 法令や北海道青少年健全育成条例等で禁止されている行為等。また、「喫煙」・「飲酒」については、20歳以上の生徒であっても、学校敷地内を含む校舎内外や日高高校寮内外やその敷地内、通学途上は禁止する。

<その他>

- 1 運転免許取得や通学等については別に規程を定める。
- 2 制服については別に規程を定める。

【制服にかかわる規定】

<夏 服>

指定ポロシャツ（水色）、ワイシャツ、スラックス、ブラウス（半袖可）、スカート。
※必要に応じてブレザー、ニットベスト、セーター、カーディガン等の着用を認める。

<冬 服>

ブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、スラックス、ブラウス、リボン、スカート。
※防寒のため、ニットベスト・カーディガン等の着用を認める。
※ストッキングは、黒、紺、肌色で無地とする。

<通 年>

- ・制服は、すべて標準のものを着用し、購入後に手を加えてはならない。これに反する事実が発覚した場合、再度購入しなければならない（身体的理由等により、事前に職員会議の審議を受け、校長が認めた場合はこの限りではない）。
- ・ワイシャツはすべてのボタンを掛け、胸元を開けない。但し、ポロシャツ着用時はこの限りではない。
- ・ネクタイ、リボンは首元まで絞め、だらしなくならないように着用すること。
- ・スラックス着用時は必ずベルトを着用すること。
- ・スカート着用時は黒、紺、ワンポイントのハイソックスを着用すること。
- ・スカート丈は、膝関節中央部の長さとする。

<その他>

普段の制服着用は任意だが、儀式、行事及び生活支援部が必要と認める場合は日高高校生全員が制服を着用する。

衣替えは、気候を考慮し生活支援部が提案する（移行期間を2週間設ける）。

【交通安全規程】

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、本校生徒が交通安全の習慣を身につけ、事故防止を期するため定める。

第2条 本校生徒は、厳正な遵法精神を身につけ、自他ともに生命を守るための万全の配慮をしなければならない。

第3条 車両を使用する者は、常に車両の点検・整備につとめ、不測の事故を招かないように心がけなければならない。

第4条 交通事故にあった場合は、すみやかに学校・警察に連絡しなければならない。

第5条 次に挙げる事項は禁止する。

1. 道路交通法で禁止されている行為

第 2 章 運 転 者

第6条 運転免許取得の許可基準は次の通りとする。

1. 三修制就労通学生又は4年通学生が職場で運転免許を必要とし、職場長の要請があるとき。

2. 公的交通機関を利用することができない生徒が、通学のために運転免許を必要とする場合。（高校から3km以上）
3. 卒業学年の生徒は、進路が決定している場合に限り、保護者の責任において届け出後、冬季休業中より四輪運転免許を取得することができる。但し、学業・就業に対して、支障をきたさないこととする。

第7条 運転免許取得後について、次の事項を守らなければならない。

1. 運転免許を取得した者は、免許取得後ただちに担任へ連絡する。
2. 第8条1、2項に該当しない生徒は、在学中、安全を考慮し運転を禁止する。尚、運転免許証は、卒業時まで保護者の責任において管理する。

第8条 運転者は、車両運転において次の事項を守らなければならない。

1. 交通法規及び交通道徳を遵守し、交通安全に心がける。
2. 無謀運転（飲酒運転・過労運転・速度違反・無理な追越し等）をしない。
3. 遊びの目的の運転はしない。また、家人以外は同乗させない。
4. 暴走行為は禁止する。

第 3 章 通 学

第9条 生徒は所定の通学路を守らなければならない。

第10条 家人（成人者）以外の運転による送迎は禁止する。

- 2 送迎の場合は、申し出を必要とする。

第 4 章 車両通学

第11条 車両による通学を希望する者は、車両使用許可願をHR担任に提出し、許可を得ること。

- 2 許可された者は、車両通学許可証の交付を受けた後、車両通学を認める。

第12条 自動車・自動二輪車・原付自転車通学の許可基準は、次のとおりとする。

1. 遠隔地より通学し、公共の交通機関のない者

第13条 自転車通学の許可基準は、次のとおりとする。

1. 学校が使用車両の安全点検を行い、安全性を認められた車両を使用する。
2. 安全点検は前照灯・尾灯・ハンドル・ブレーキ、その他必要と認められた箇所について行う。

第14条 車両通学を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

1. 所定の通学路を守ること。
2. 通学路における車両への他人の同乗は禁止する。
3. 駐車は指定区域に限定する。
4. 車両の盗難・破損等については、学校は一切の責任を負わない。
5. 車両通学許可証は通学時に携行する。
6. 登校後、許可を受けない車両の運転を禁止する。
7. その他、学校の規則に従わなければならない。
8. 以上の項目及び第2章の条項に違反した場合は通学許可を取り消す場合がある。